
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	投資信託財産が金融商品である投資信託の時価の算定に関する取扱い

I. 本資料の目的

- 2019年7月4日に公表した企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定適用指針」という。)第26項において、投資信託の時価の算定に関しては、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(以下「時価算定会計基準」という。)公表後概ね1年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正する際に、当該改正に関する適用時期を定めることとするとしている¹。
また、当該改正を行うまでの間は、会計基準の公表に伴う2019年7月4日改正の直前の日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)第62項の取扱いを踏襲し、投資信託の時価は、取引所の終値若しくは気配値又は業界団体が公表する基準価格が存在する場合には当該価格とし、当該価格が存在しない場合には投資信託委託会社が公表する基準価格、ブローカーから入手する評価価格又は情報ベンダーから入手する評価価格とすることができるとしている。
- 本資料は、投資信託財産が金融商品である投資信託の取扱いについて、ASBJ事務局が整理した主な論点及びそれに対する分析についてご意見をお伺いすることを目的としている。
- なお、当該内容について、第438回企業会計基準委員会(2020年7月29日)、第156回金融商品専門委員会(2020年7月31日)から議論しており、第162回金融商品専門委員会(2020年11月17日)及び第446回企業会計基準委員会(2020年11月19日)において用いた資料からの主な変更点について黄色のハイライトを付している。

¹ なお、時価算定適用指針第26項が規定する投資信託に係る経過措置の定めについては、2020年3月6日に公布された「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等の附則第2条第6項において、以下のように規定されている。

金融商品取引法(以下「法」という。)第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品については、当分の間、新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該金融商品の貸借対照表計上額を注記しなければならない。

II. 背景

4. 有価証券報告書（金融商品取引法）や運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律）の開示義務のある投資信託においては、一般に、一般社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」という。）が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」（以下「投資信託計理規則」という。）に従って、各投資信託財産の評価を行っているものと考えられ、基準価額はその評価に基づいて算定される。投資信託計理規則については、現行の金融商品会計基準と整合していると考えられる。
5. 時価算定会計基準の公表以降、投資信託協会においては、時価算定会計基準を踏まえた投資信託計理規則の改正の作業が行われている（現状の改正案については審議事項(2)-4 参考資料1参照）。以下では、この投資信託計理規則が改正されることを前提として、投資信託の時価の算定に関する取扱いについて検討している。

III. 投資信託財産が金融商品である投資信託の時価の算定に関する分析

（本資料の検討の範囲）

6. 投資信託には、投資信託財産が金融商品である投資信託と投資信託財産が不動産である投資信託があるが、時価算定会計基準は主として金融商品を対象としているため、本資料では投資信託財産が金融商品である投資信託を取り扱い、投資信託財産が不動産である投資信託は別途検討を行うこととする。

7. また、インフラ投資信託²については、投資信託財産が金融商品である投資信託と投資

² 基準価額の算定方法は、投資信託計理規則第52条第1項において以下のように規定されている。

「投資信託受益証券の基準価額は、計算日において当該信託勘定元帳に計上した資産総額から負債総額を控除した額に、有価証券評価損益及び先物取引等評価損益を加減し、基準価額表示通貨建以外の外貨建資産に投資運用する証券投資信託にあっては外国投資勘定評価損益及び為替評価損益を加減した金額を計算日の残存受益権口数をもって除した商とする。」

³ インフラ投資信託は、投資信託協会が定める「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則」第3条第3項において、次のとおり定義されている。

投資信託約款において投資信託財産の総額の2分の1を超える額をインフラ資産等及びインフラ関連資産に対する投資として運用することを目的とする旨を規定している投資信託

なお、インフラ資産等の例としては、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権及び土地建

コメントの追加 [A1]: それぞれの定めの間になき差がないとまでは言い切れないと考える。また、投資信託財産に含まれる主要な資産等によってどちらの取扱いを用いるか判断するとしている点については、実務的な支障はないが、ルックスルーしているかのような記載には違和感があるため、投資信託財産が不動産である投資信託の定めに基づくとすることも一案と考える（第446回企業会計基準委員会）。
→記載を修正した。

審議事項(2)-4

信託財産が不動産である投資信託の両方の性質をもっているが、どちらの取扱いを用いたとしても、例外的な取扱いを適用した場合は基準価額を時価とみなし、時価のレベル別分類の開示をしないという定めは類似しており、インフラ投資信託として追加的な定めを置く必要はないものと考えられる。また、商品によってどちらに近いものであるのか様々であると考えられるため、一律にどちらかの取扱いに寄せるよりも、今回の改正においては投資信託財産が金融商品か不動産かによって定めを分けているなか、どちらの取扱いを用いるかは、実態に合わせて投資信託財産に含まれる主要な資産等によって企業が判断することが適切と考えられる。

(時価算定会計基準における時価に関する定め)

8. 時価算定会計基準第5項では、時価を以下のように定義している。

「時価」とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。

9. また、時価算定適用指針第4項(1)では、時価の算定における前提の1つとして、以下のように定めている。

資産又は負債の時価を算定するにあたっては、市場参加者が算定日において当該資産又は負債の時価を算定する際に考慮する当該資産又は負債の特性（例えば、資産の所在地、当該資産の売却に対する制限）を考慮する。

なお、時価算定適用指針の設例5（有価証券の売却に関する制約）において、売却に関する制約の影響に対する調整は、特定の期間にわたって市場を利用できないことに係るリスクの対価として市場参加者が要求する金額を反映するとの考え方が紹介されている。

(投資信託の時価)

10. 本資料第8項に示した時価の定義に従うと、下記の(1)又は(2)のような場合の投資信託の時価については、以下のように整理することができると考えられる。

(1) 金融商品取引所等の市場に上場している投資信託で市場における取引価格が存在

物などがあり、インフラ関連資産の例としてはインフラ資産等を保有する非上場会社の株式などがある。

審議事項(2)-4

する場合、通常は当該価格が時価になると考えられる。

(2) (1)のような市場における取引価格が存在しない場合、時価算定日において所定の基準価額で制限なく解約又は買戻請求（以下、合わせて「解約等」という。）できる場合は、当該基準価額を出口価格と考えることができるものと考えられる。よって、時価算定会計基準に従った時価の算定方法には様々な手法が考えられるものの、当該基準価額に基づいて時価を算定することも原則として認められると考えられる。

11. 他方、上記(1)及び(2)以外のケースとして、上場していないため市場における取引価格が存在せず、かつ解約等に関する何らかの制限があり、所定の基準価額で解約できない場合がある。

解約等を制限する内容については、例えば、下記のように、実務上様々なものが見受けられている。

(1) 取引所等における取引停止等の所定の一定事象が発生した場合における、解約請求の受付停止

(2) 受託者の裁量による、最低解約額の設定

(3) 解約できる指定日の設定

(4) 解約できる口数の上限の設定

(5) 受託者の裁量による、解約請求の受付停止

(6) ロックアップ期間（イニシャルクロージングから、数年間は解約できないとする定め）の設定

12. 前項(1)から(6)の解約等の制限が存在し、それが市場参加者からリスクの対価が求められるほどの重要性があるときには、本資料第9項で示した時価に反映すべき資産の特性に該当する可能性があり、その場合、基準価額を基礎として時価を算定する場合、何らかの調整が必要になるものと考えられる。

一方、前項(1)から(6)の解約等の制限があったとしても、市場参加者からリスクの対価が求められるほどの重要性がない場合は第10項(2)と同様に、基準価額を出口価格と考えることができるものと考えられ、基準価額に基づいて時価を算定することが認められると考えられる。

13. ここで、前項前段で説明した「解約等の制限が存在し、それが市場参加者からリスクの対価が求められるほどの重要性がある」ケースにおいて、基準価額に対して調整を

審議事項(2)-4

行うことを求める場合、投資信託は、業種を問わず広く保有されていることを踏まえると、その影響も広範囲にわたることが予想され、実務上の困難さが懸念される。そのため、「解約等の制限が存在し、それが市場参加者からリスクの対価が求められるほどの重要性がある」ケースについては、基準価額に調整を加えないものを時価とみなすほか実務的な懸念に対処することが難しいと考えられる。

14. 一方、何ら条件を付けずに基準価額に調整を加えないものを時価とみなすことを認めた場合、情報の有用性を著しく損なう可能性があると考えられる。よって、解約制限に関する調整を行わない点を除けば、調整前の基準価額を時価とみなすことに一定の合理性が認められる場合に限定する必要があると考えられ、最低限、以下の条件を満たす必要があるものと考えられる。なお、以下の条件を満たさない場合は解約制限の調整を行うなど、時価算定会計基準の定めに従うことになる。

(1) 時価算定日の基準価額が時価算定日の投資信託財産の一口当たり時価評価額として算定されており、当該投資信託を構成する個々の投資信託財産の時価の合計額と構成する投資信託財産全体の時価が異なること（個々の投資信託財産を組み合わせるにより価値が増加又は減少しないこと）

(2) 当該投資信託を構成する個々の投資信託財産の評価について、時価算定会計基準と整合する評価基準が用いられていること

15. 前項(1)の条件については、個々の投資信託財産が金融商品の場合には、通常満たされるものと考えられる。したがって、前項(2)の条件を満たすために、以下のケースでは、第33項に記載した開示を行うことを前提として、基準価額に対する調整を不要とし、基準価額に基づいて時価を算定することを認める例外的な取扱いを定めることが考えられる。

(1) 当該投資信託の財務諸表が国際財務報告基準(IFRS)又は米国会計基準に従い作成されている場合

(理由)

時価算定会計基準は、IFRS第13号「公正価値測定」(以下「IFRS第13号」という。)又は米国会計基準Accounting Standards CodificationのTopic820「公正価値測定」(以下「Topic820」という。)の定めを基本的にすべて取り入れる形で開発されているため。

(2) 当該投資信託の財務諸表がIFRS及び米国会計基準以外の会計基準に従い作成され、当該会計基準における時価の算定に関する定めがIFRS第13号若しくはTopic820と概ね同等であると判断される場合

審議事項(2)-4

(3) 当該投資信託の投資信託財産について、投資信託協会が定める投資信託計理規則に従い評価が行われている場合

(理由)

本資料第5項に記載したとおり、時価算定会計基準を踏まえた投資信託計理規則の改正の作業が行われているため。

これまでの企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会で開かれた意見並びに ASBJ 事務局の対応案

(開かれた意見)

16. フローチャートにおいて、時価が基準価額に所定の調整を加えた価額等となる場合の根拠として、時価算定適用指針第4項(1)を挙げているが、これには、売却に対する制限の記載はあるが、解約等の制限については触れられていないため、何らかの説明が必要であると考え。

17. 出口価格は転売を想定したときの独立的な第三者に売却したときの価格であると理解しており、これが基準価額と一致することもあり得るが、必ずしも一致するとは言えないと考えている。そのため、市場における取引価格が存在せず、かつ解約等に重要な制限が課せられていない場合、基準価額を時価とするという定めについては、あくまで「みなし」の定めであると考え。

(ASBJ 事務局の対応案)

18. 第15項の取扱いのみが例外的な取扱いであることを明確にするため、文案の本文を次のとおり修正した上で、その考え方を結論の背景に記載することとしてはどうか。

「投資信託について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求（以下、合わせて「解約等」という。）に重要な制限が課せられていない場合、基準価額を時価とする。ただし、会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格の利用を妨げるものではない。」

(結論の背景)

「市場における取引価格が存在せず、基準価額による解約等が主要な清算手段として制度的に設計されている投資信託については、投資信託の購入及び解約等の際の基準となる基準価額を出口価格として取り扱うことができると考え、投資信託について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に重要な制限が課せられていない場

審議事項(2)-4

合、基準価額も時価となり得ることを示した。」

(聞かれた意見)

19. 原則的及び例外的な取扱いにおいて利用する基準価額に対して、現行の時価算定適用指針で定める、第三者から入手した相場価格を利用する際の確認の手続が必要となるのか確認したい。

(ASBJ 事務局の対応案)

20. 投資信託委託会社等から入手する基準価額については、第三者から入手した相場価格になり得ると考えられる。ただし、投資信託財産が金融商品である投資信託について、例外的な取扱いを適用する場合は、基準価額を時価とみなしていることから、第三者価格の確認手続は不要とすることが考えられる。また、重要な解約等の制限がないために、基準価額を時価とする場合、当該価額で換金ができることをもって、改めて第三者価格の確認手続を求める必要はないと考えられる。その旨を文案に記載することとする。

(聞かれた意見)

21. その他有価証券の減損判定において、市場価格の1か月平均を利用できる定めに関して、投資信託については、市場における取引価格がある場合に限り利用できるという理解で良いか確認したい。

(ASBJ 事務局の対応案)

22. 金融商品実務指針第91項では、その他有価証券について、「著しく下落した」ときを判断するにあたって、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることを妨げないとされている。これは時価算定会計基準を公表する際に、改正前の取扱いを踏襲する趣旨で定められたものであり、投資信託の減損判定も、従来の取扱いを踏襲するものと考えられる。

【第15項の取扱いを定める上での追加的な取扱い1】

23. 基準価額の算定日が時価算定日と著しく異なる場合、当該基準価額は、本資料第8項に記載した時価算定会計基準上の時価の定義における重要な原則（時価算定日における価格）を満たしていないため、当該基準価額を時価とみなすことを無制限に認めた

審議事項(2)-4

場合、投資信託の時価情報の有用性が損なわれる可能性がある。

ここで、国内の投資信託とは異なり、海外の投資信託については、必ずしも日々基準価額が計算されているとは限らないと考えられるため、実務に配慮し、海外の投資信託に対して本資料第 15 項に記載した例外的な取扱いを適用するに際しては、基準価額が著しくは異ならないと通常予想される時価算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い（通常は 1 か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する。）場合に限り、基準価額を時価算定日の時価とみなすことを認めることが考えられる。

なお、時価算定日と基準価額の算定日との間の期間が短いとは言えない場合は、本資料第 15 項に記載した例外的な取扱いは適用できず、時価算定会計基準の取扱いに従うこととなる。

【第 15 項の取扱いを定める上での追加的な取扱い 2】

24. 第 13 項の「解約等の制限が存在し、それが市場参加者からリスクの対価が求められるほどの重要性がある」ケースには、少なくとも、次のような内容の解約等の制限のみが付されている場合は該当しないとして例示することが考えられる。
- (1) 条件が満たされる蓋然性が低い条件付きの解約制限（金融商品取引所等の取引停止などやむを得ない事情がある場合にのみ、一部解約等を制限する場合など）
 - (2) 解約に応じる投資信託委託会社の事務手続の便宜のために最低解約額を設定している解約制限
 - (3) 解約可能日が定期的に設定されており、その間隔が短い（例えば 1 か月程度）解約制限
 - 本資料第 23 項に記載のとおり、海外の投資信託については、基準価額が日次で算定されていないケースがあり、そのような投資信託については、基準価額の算定日に合わせ、解約可能日を指定していることが多いと考えられるため、同項に記載の取扱いと整合的に取り扱うものである。
25. 前項の例を示すにあたって、審議において、財務諸表作成者に重要性の判断を求めるにあたり、レベル別分類の開示が不要になることが誘因となって、結果として重要性がない解約制限しか有していない投資信託にまで、例外的な取扱いが適用される場合もあり得るとの意見が聞かれた。しかしながら、前項のとおり、重要性があるケースに該当しない解約の制限を例示することで、例示に該当し、解約制限があっても重要

審議事項(2)-4

性がないと判断される場合は、例外的な取扱いを適用しないこととなるため、解約制限の重要性によらず例外的な取扱いが適用される可能性を一定程度抑制することが可能になると考えられる。

【第15項の取扱いを定める上での追加的な取扱い3】

26. なお、投資信託によっては、解約時に基準価額より信託財産留保額がその代金より控除されるため、基準価額に基づいた時価を算定する際にこの留保額を基準価額から控除する必要があるか否かが論点となる。
27. 信託財産留保額は、投資信託内の投資信託財産を売却するための手数料や早期売却による損失など様々な費用の見合いとして、投資信託を解約する際に投資家が負担する費用とされており、これは投資信託における将来の取引コスト及び管理コスト等に充当するために留保されたもので、実際に充当される前は投資信託内に留められているものである。上記の性質に鑑み IFRS 第13号における取引コスト（IFRS 第13号第25項参照）と考え、時価の算定上の調整項目に含めないことが考えられる。

ディスカッション・ポイント

黄色のラインマーカーで追加した事務局の提案について、ご意見をお伺いしたい。

IV. 投資信託の時価のレベル別分類及び開示に関する分析

（時価算定会計基準における時価のレベル別分類に関する定め）

28. 時価算定会計基準第11項では、時価の算定に用いるインプットについて、以下のよう
に規定している。

時価の算定に用いるインプットは、次の順に優先的に使用する（レベル1のインプットが最も優先順位が高く、レベル3のインプットが最も優先順位が低い）。

(1) レベル1のインプット

レベル1のインプットとは、時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価格であり調整されていないものを

審議事項(2)-4

いう。当該価格は、時価の最適な根拠を提供するものであり、当該価格が利用できる場合には、原則として、当該価格を調整せずに時価の算定に使用する。

(2) レベル2のインプット

レベル2のインプットとは、資産又は負債について直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1のインプット以外のインプットをいう。

(3) レベル3のインプット

レベル3のインプットとは、資産又は負債について観察できないインプットをいう。当該インプットは、関連性のある観察可能なインプットが入手できない場合に用いる。

29. また、時価算定会計基準第12項では、時価のレベル別分類について、以下のように規定している。

前項のインプットを用いて算定した時価は、その算定において重要な影響を与えるインプットが属するレベルに応じて、レベル1の時価、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類する。

なお、時価を算定するために異なるレベルに区分される複数のインプットを用いており、これらのインプットに、時価の算定に重要な影響を与えるインプットが複数含まれる場合、これら重要な影響を与えるインプットが属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに当該時価を分類する。

(投資信託の時価のレベル別分類)

30. 本資料第12項に記載したとおり、解約の制限が本資料第9項で示した時価に反映すべき資産の特性に該当する可能性があり、その場合、基準価額を基礎として時価を算定する場合、何らかの調整が必要になるものと考えられる。この場合、時価のレベル別分類を検討する際、当該調整のために用いたインプット及びその影響を考慮する必要があるものと考えられる。
31. ここで、本資料第15項に記載した例外的な取扱いを採用した場合には、基準価額に対する調整を行わないこととなるため、時価のレベル別分類についてどのように取り扱うかが論点⁴となる。

⁴ なお、IFRS第9号においては投資信託の時価の算定とレベル別分類についての定めは存在しない。一方、米国会計基準FASB-ASC 820-10-15-4項では、下記の双方の要件を満たすことを条件と

審議事項(2)-4

32. 例外的な取扱いを採用した場合、解約制限の存在に起因する所定の調整はなされないため、調整を行った場合のインプットのレベルについても把握されない。この状況において時価算定会計基準の定めに従って分類された時価のレベルごとの内訳に、インプットのレベルが把握されず、他の金融商品とは別のルールによってレベル別の分類を行った時価が混在すると、財務諸表利用者にとって有用な情報とならないものと考えられるため、例外的な取扱いを適用した際には、時価のレベル別分類を注記しないことが考えられる。
33. 前項の場合、例外的な取扱いを適用している投資信託が財務諸表に及ぼす影響について理解するために最低限必要とされる情報を提供するため、以下の事項の注記を求めることが考えられる。
- (1) 例外的な取扱いを適用しており、時価のレベル別分類を行っていない旨
 - (2) 例外的な取扱いを適用した投資信託の時価の合計額
 - (3) (2)の時価の合計額に重要性がない場合を除き、(2)の時価算定日における解約に関する制限の内容ごとの内訳
34. なお、前項(3)において、例外的な取扱いを適用した投資信託のうち、解約に関する制限の内容が異なる投資信託を複数保有している場合は、開示の明瞭性を担保する観点より、例外的な取扱いを適用するとした判断の前提となった、解約に関する制限の内容が類似する投資信託ごとに集計することを認める。そのうえで、集計した解約制限の内容ごとの貸借対照表計上額の合計額のそれぞれにおいても重要性があるものを対象として、解約に関する制限の主な内容及び貸借対照表計上額の合計額を記載することを認める。
35. また、前項において、解約制限の内容ごとに貸借対照表計上額の合計額を集計するに

して1口当たりの純資産価格（NAV）を時価とする簡便的な取扱いが定められている。

- ① 当該投資が、「容易に決定可能な公正価値（readily determinable FV）」を有していないこと、かつ
- ② 当該投資が、トピック946「金融サービス：投資会社」の適用対象となる投資会社に対する投資であるか、或いは不動産ファンド（定期的に保有する投資を公正価値評価することが業界慣行となっており、かつトピック946における測定原則と整合した財務諸表を作成しているものに限る）に対する投資であること

ただし、ミューチュアル・ファンド等に対する投資については、1口当たりの公正価値が決定、公表されており、かつ現在の取引の基礎となっている場合には、「容易に決定可能な公正価値」を有する場合に該当するとして、当該簡便的な取扱いは採用できないとされている。

また、当該簡便的な取扱いを採用する場合、レベル別分類を行わない代わりに、その投資売却制限や投資戦略の説明及び投資コミットメントの金額等を開示することが求められている。

審議事項(2)-4

あたり、ある投資信託について、複数の種類の解約制限が存在する場合も考えられる。その場合は、コストとベネフィットを考慮し、そのうち最も重要な解約制限の内容ごとに集計することが考えられる。

これまでの企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会で開かれた意見並びに ASBJ 事務局の対応案

(開かれた意見)

36. 国際的な比較可能性の観点から、例外的な取扱いを適用した場合においても、レベル別開示は求めた方が良いのではないかと。時価を把握することが極めて困難である有価証券の定めがなくなり、あらゆるものは見積りが可能である、という考え方に立つと、時価のレベルも 1 から 3 のいずれかには該当すると考える。
37. 時価がレベル 3 の場合に求められる期首残高から期末残高への調整表について、例外的な取扱いを適用した場合にも開示を求めることが、財務諸表利用者にとってどれだけ有用な情報を提供することになり得るのか、明示的な議論をして頂きたい。また、レベル 3 の時価に該当するとは限らないとしているが、重要な解約制限があるのであれば、レベル 3 に該当してくるのではないかと認識しており、調整表の可否について改めて検討頂きたい。

(ASBJ 事務局の対応案)

38. 例外的な取扱いの定めは、投資信託が業種を問わず広く保有されていることを踏まえ、時価算定会計基準を適用する場合に、その影響が広範囲にわたることが予想されるため、実務に配慮したものである。第 32 項のとおり、例外的な取扱いを適用した場合、インプットのレベルは把握されず、何らか他の金融商品とは別のルールによってレベル別の分類を行った時価が混在することは、財務諸表利用者にとって有用な情報を提供することにならないと考えられる。また、仮に財務諸表利用者が例外的な取扱いを適用した時価をレベル 3 に類似したものとみなすのであれば、当該時価の合計額を注記することとしているため、時価のレベル別の情報と合わせて利用することは可能と考えられる。したがって、レベル別開示を求めないという事務局の提案は修正しない。
39. 一方、第 37 項の意見のとおり、例外的な取扱いを適用した場合において、仮に期首残高から期末残高への調整表の注記を求めるとした場合、基準価額により時価評価した結果として生じる評価損益の情報等には一定の有用性がある可能性があると考えられるため、第 33 項の注記事項に加え、例外的な取扱いを適用した投資信託の時価の合計

審議事項(2)-4

額に重要性がない場合を除き、次の事項の注記を求めることとしてはどうか。

例外的な取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

なお、審議事項(2)-5における投資信託財産が不動産である投資信託についても、同様の注記を求めることが考えられる。

ディスカッション・ポイント

黄色のラインマーカーで追加した事務局の提案について、ご意見をお伺いしたい。

以上

審議事項(2)-4

別紙 投資信託財産が金融商品である投資信託の時価に関するフローチャート

